

第 42 回館山若潮マラソン（リアルオンライン）大会に係る賛同に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 42 回館山若潮マラソン（リアルオンライン）大会（以下「大会」という。）に係る賛同に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において、賛同とは、コロナ禍にあつて、第 42 回館山若潮マラソンをリアルオンライン形式で開催することに賛同し、企業又は団体等（以下「企業等」という。）で大会に複数名で参加することをいう。

（企業等の募集等）

第 3 条 本規程に基づき、賛同企業等を募集する。ただし、次の各号に該当する場合は、承認しないものとする。

- （1） 特定の政治、思想又は宗教等に関する活動を目的とする者
- （2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当する者
- （3） 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に該当する者
- （4） 館山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 3 号）第 2 条各号に規定する者（以下「規定する者」という。）又は規定する者がその事業活動を支配する者
- （4） その他、実行委員会が不相当と判断するもの

2 企業等の参加者は、従業員又は加盟員及びその家族等で、大会の参加資格を満たす者とする。

3 第 2 条に規定する賛同の人数及び賛同メリットは、別表のとおりとする。

（申込の手續）

第 4 条 賛同を申込む企業等は、賛同申込書（別記第 1 号様式）を大会事務局に令和 3 年 10 月末日までに提出しなければならない。

2 第 3 条第 2 項に規定する参加予定者は、大会申込期間内に個々に大会エントリーを済ませなければならない。なお、エントリーの際は必ず企業等名（通称名）を入力すること。

3 実行委員会は、前項の申込みを受けたときは、大会申込期間終了後、速やかにその人数を確認の上、別表の人数に応じて賛同の種別を決定し、申込者に賛同決定通知書（別記第 2 号様式）を送付する。

4 賛同の決定後、申込者が第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、賛同決定は取り消すものとし、実行委員会は申込者に賛同決定取消通知書（別記第 3 号様式）を送付する。

（その他）

第 5 条 その他、この規程にない事項等疑義が生じた場合は、双方が協議し決定するものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、第 42 回館山若潮マラソン（リアルオンライン）大会のみの施行とする。

別表

種別	人数	賛同メリット
プラチナ 賛同	50名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・フィニッシュロードへの幟旗(2本まで)掲出 ・大会HP「新着情報」欄への記事広告掲載(1件) ・大会公式HPに企業等バナーリンク(大サイズ)及び企業等名掲載 ・大会名使用権
ゴールド 賛同	40名以上 50名未満	<ul style="list-style-type: none"> ・フィニッシュロードへの幟旗(1本まで)掲出 ・大会HP「新着情報」欄への記事広告掲載(1件) ・大会公式HPに企業等バナーリンク(中サイズ)及び企業等名掲載 ・大会名使用権
シルバー 賛同	30名以上 40名未満	<ul style="list-style-type: none"> ・大会HP「新着情報」欄への記事広告掲載(1件) ・大会公式HPに企業等バナーリンク(小サイズ)及び企業等名掲載 ・大会名使用権
ブロンズ 賛同	20名以上 30名未満	<ul style="list-style-type: none"> ・大会公式HPに企業等バナーリンク(小サイズ)及び企業等名掲載 ・大会名使用権
レギュラー 賛同	10名以上 20名未満	<ul style="list-style-type: none"> ・大会公式HPに企業等名掲載 ・大会名使用権

《注意事項》

- ① 大会HP用バナー, 幟旗は企業等側で用意し, 指定する日までに指定する場所へ納入する。
- ② 幟旗について, 大会期間終了後, 速やかに回収に来ること。
- ③ 幟旗について, 掲出期間中, 雨風等によるほつれや破れ, 色あせ等の劣化に対する補償はしない。